



# 金沢区から市外への引っ越し

手続き案内 ④

- ◇ 金沢区から市外に引っ越される方の区役所での主な手続きのご案内です。
- ◇ 各手続きに必要なもの、詳細等については、担当窓口にお問い合わせください。
- ◇ 新住所地での手続きの詳細については、各市区町村にお問い合わせください。  
また、掲載されていない手続や制度、その他にも必要なものなどがある場合がございます。

平成28年3月22日作成

分類	手続・対象	金沢区での手続 □手続に必要なもの	受付窓口		問合せ先 局番 788	新住所地での手続 □手続に必要なもの
			階	番号		
一般	<b>転出届(引越しの14日前から受け付けます)</b> □本人確認資料※1, 2 転出証明書をお渡しします。(国外への転出や住民基本台帳カード・個人番号カードによる転出手続の方は転出証明書はお渡ししません。) ※代理人(本人、同一世帯の方以外)が手続きする場合は、「委任状」と代理人の本人確認資料をお持ちください。		2	207	戸籍課 登録担当 7734	転入届 □転出証明書 □本人確認資料1, 2 ※以下のカードをお持ちの方はお持ちください □住民基本台帳カード又は個人番号カード (暗証番号の入力が必要です) □マイナンバー通知カード □在留カード又は特別永住者証明書 (外国籍の方のみ)  *転入手続は転入後14日以内に行ってください
	<b>印鑑登録</b>	特にありません ※転出予定日に抹消されます。 ※転出予定日前日までに印鑑証明書が必要になった場合は、印鑑登録証に転出証明書を添えて請求してください。				登録の申請を希望される方は、転入先の自治体へご確認ください。
	<b>住民基本台帳カード又は個人番号カードをお持ちの方</b> (転出入日・届出日等によっては、新住所地で継続出来ない場合があります) <b>電子証明書は失効します。</b>					住民基本台帳カード又は個人番号カードの継続利用 ※3 □住民基本台帳カード又は個人番号カード (暗証番号の入力が必要です)
国民健康保険	<b>横浜市国民健康保険</b>	横浜市国民健康保険証の返却 □横浜市国民健康保険証 □印鑑(朱肉使用)	2	202	保険年金課 保険係 7835	加入の手続き □印鑑(朱肉使用)
国民年金	<b>国民年金第1号被保険者</b>	原則、届出の必要はありません。	2	204	保険年金課 国民年金係 7831	住所変更の手続 □年金手帳 □印鑑
	<b>年金受給者</b>	金沢区での手続はありません。				住所変更の手続 □年金証書 □住所変更届(ハガキ)
子ども	<b>公立小中学校の児童・生徒</b>	転学届 ▽学校に転学届を提出し、「在学証明書」と「教科書用図書給与証明書」を受取ってください。	今まで通っていた 学校			転入手続、転校手続 □在学証明書 □教科書用図書給与証明書
	<b>小児医療証</b>	小児医療証の返却 □左記医療証 □印鑑(朱肉使用)	2	201	保険年金課 給付担当 7838	小児医療証の交付申請 ※各市区町村によって制度が異なります。 □健康保険証 □所得証明書(不要な場合もあります) □印鑑 など
	<b>児童手当</b> ※転出予定日の翌日から15日以内に手続きをしてください。さかのぼっての支給はありません。	転出の届(受給事由消滅届) □印鑑(朱肉使用)	4	404	こども家庭支援課 こども家庭係 7785  ※予防接種のことは 福祉保健課 健康づくり係 7840	認定請求の手続 □印鑑(朱肉使用) □請求者名義の預金通帳 □請求者の健康保険証 □所得証明書 □住民票の写し(不要な場合もあります)
	<b>母子健康手帳(予防接種券)</b>	特にありません。 ※健診券綴り・予防接種券などは、市外転出後は使用しないでください。				母子健康手帳交付窓口などで必要な手続などおたずねください。
	<b>児童扶養手当</b> (児童扶養手当受給者)	転出届 □証書(確認するためのものです。)	4	404	こども家庭支援課 こども家庭支援担当 7772	□証書 □印鑑(朱肉使用) □住民票の写し(世帯全員分) ※住民票の写しは無料交付が受けられる場合があります。窓口でご確認ください。
	<b>特別児童扶養手当</b> (特別児童扶養手当受給者)	転出届 □証書(確認するためのものです。)				手帳の住所変更手続 □手帳 □印鑑(朱肉使用)
	<b>身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)</b>	左記手帳の住所変更手続 (18歳未満の方) □手帳				
	<b>小児慢性特定疾病などの医療給付</b>	各医療(受診)券などの返却 □各医療(受診)券	4	404	こども家庭支援課 こども家庭係 7785	転入先の市町村で手続方法などをお尋ね下さい。
	<b>福祉特別乗車券</b>	乗車券の返却 □左記乗車券				

	保育所等住所変更(退園)等手続	認可保育所等へ子供が入所している方 ※必要な手続、書類はお問い合わせください。	4	404	こども家庭支援課 こども家庭係 7795	転入先の市町村で手続方法などをお尋ね下さい。
	ひとり親福祉医療証	医療証の返却 □左記医療証 □印鑑(朱肉使用) □こども家庭支援課からの連絡票(児童扶養手当世帯)	2	201	保険年金課 給付担当 7838	医療証の交付 □健康保険証 □印鑑(朱肉使用) ほかに
高齢	後期高齢者医療被保険者証【県外へ転出する方】	保険証の返還 □保険証 □印鑑(朱肉使用) ※県外へ転出の場合、負担区分証明書を発行します	2	202	保険年金課 保険係 7835	後期高齢者医療被保険者証の交付 □印鑑(朱肉使用) □本人確認資料※1 □前住所地交付の負担区分証明書
	後期高齢者医療被保険者証【県内へ転出する方】	□保険証 □印鑑(朱肉使用)				後期高齢者医療被保険者証の交付
	介護保険被保険者証(65歳以上及び介護認定を受けている方)	介護保険被保険者証の返却 □介護保険被保険者証 □印鑑(朱肉使用)				加入の手続き □本人確認資料※1 □介護保険受給資格証明書
	濱ともカード	カードの返却 □左記カード	4	402	高齢・障害支援課 高齢・障害係 7773	転入先の市町村で同制度の有無、必要な手続などをお尋ねください。
	敬老特別乗車証	乗車証の返却 □左記乗車証				
障害 福祉 保健	身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)	左記手帳の住所変更手続	4	402	高齢・障害支援課 障害者支援担当 7850	手帳の住所変更手続 □身体障害者手帳又は療育手帳 □印鑑(朱肉使用)
	重度障害者医療証	医療証の返却 □左記医療証 □印鑑(朱肉使用)	2	201	保険年金課 給付担当 7838	医療証の交付 ※市町村により制度が異なります。 □お持ちの手帳(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳) □健康保険証 □印鑑(朱肉使用) など
	精神保健福祉手帳	左記手帳の住所変更手続	4	401	高齢・障害支援課 障害者支援担当 7848	手帳の住所変更手続 □精神保健福祉手帳 □印鑑(朱肉使用)
	自立支援医療(精神通院)	受給者証の返却 □左記受給者証				転入先の市町村で手続方法などをお尋ね下さい。
	特定疾患【県外へ転出する方】	特定疾患医療受給者証の返却 □医療受給者証 ※返却前にコピーをしておいてください。転入の際に必要になります。	4	402	高齢・障害支援課 高齢・障害係 7773	特定疾患転入手続 □医療受給者証のコピー □住民票など
	特定疾患【県内へ転出する方】	特にありません。				特定疾患住所変更手続 □医療受給者証 □住民票など
	被爆者手帳	援護費の受給・療養費の助成を受けている場合は喪失手続 ※内容により手続きが異なります。詳細は健康づくり係へお問い合わせください。	4	408	福祉保健課 健康づくり係 7840	被爆者手帳住所変更 □被爆者手帳 □住民票の写
	福祉特別乗車券	乗車券の返却 □左記乗車券	4	402	高齢・障害支援課 高齢・障害係 7773	転入先の市町村で同制度の有無、必要な手続などをお尋ねください。
福祉タクシー利用券	利用券の返却 □左記利用券					
その他	バイク(125CC以下) ※125CC超のバイク、自動車は、関東運輸局、軽自動車は軽自動車検査協会で手続してください。	廃車の手続(ナンバープレートを区役所に返却する手続) □ナンバープレート □標識交付証明書 □印鑑(朱肉使用) *金沢区で廃車の手続きができない場合は、新住所地で手続きができません。詳しくは、新住所地の市町村でお問合せください。	3	303	税務課 市民税担当 7746	登録の手続 □廃車証明書 □印鑑(朱肉使用) 廃車の手続きをしていない場合 □前住所地のナンバープレート □標識交付証明書□印鑑(朱肉使用)
	住民税	特にありません。 1月1日に居住している市区町村で1年分の住民税が課税されます。 (注)区内に家や家族を残して越される場合など家屋敷課税がされることがあります。	3	304	税務課 市民税担当 7743	特にありません。 新住所地では、1月1日に居住していない場合は住民税は課税されません。
	犬の登録	特にありません。	4	407	生活衛生課 環境衛生係 7873	登録事項の変更手続 □横浜市で交付された鑑札 □当該年度の注射済票

※1 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付)、個人番号カード、その他については、電話等で必ず確認してください。

※2 代理人(本人、同一世帯の方以外)が手続きをする場合は「委任状」と代理人の本人確認資料をお持ちください

※3 本人以外が申請する場合は電話等で必ず確認してください